

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省4－⑱）

政策分野名 【施策名】	森林の有する多面的機能の発揮	担当部局名	林野庁 【林野庁計画課/森林利用課/整備課/治山課/研究指導課/経営課/木材産業課/経営企画課/業務課/企画課】
政策の概要 【施策の概要】	適切な森林施業の確保、面的なまとまりをもった森林管理、再造林の推進、野生鳥獣による被害への対策の推進、適切な間伐等の推進、路網整備の推進、複層林化と天然生林の保全管理等の推進、カーボンニュートラル実現への貢献、国土の保全等の推進、新たな山村価値の創造、国民参加の森林づくり等の推進、国際的な協調及び貢献等	政策評価体系上の位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展
政策に関する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定) 第3の1 ・全国森林計画(令和3年6月15日閣議決定) IIIの2 ・森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定) 第2 ・成長戦略2019(令和元年6月21日閣議決定) IIIの7 ・農林水産省地球温暖化対策計画(平成29年3月14日決定、令和3年10月27日改定) 	政策評価実施予定時期	令和8年8月

施策(1)	適切な森林施業の確保										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	適正な伐採と更新の確保等を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	適正な伐採と更新の確保										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 齢級(注1)別面積の 分散	0%	29年度	26%	5年度	-	-	26%	P	P	S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)イ「適正な伐採と更新の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(注2)(令和元年5月28日閣議決定)に基づき目標を設定した。齢級別面積について、平均値からのばらつき具合を表す値(分散)を人工林の育成単層林の偏りある齢級構成の改善に向けた進捗度合いとして算出した。2017年の分散を0%とし、全国森林計画で推計した15年後(2032年)を100%として、令和5年度時点の目標値(26%)を設定。実績値の把握は5年に一度であり、今回は令和5年度の実績を把握予定。 ※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の8月 算出方法:5年に1度の森林資源現況調査に基づき把握(次回の実績把握は令和5年度)								
	達成度合いの 判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該基準年度分散} - \text{当該年度分散(実績(見込)値)}) / (\text{当該基準年度分散} - \text{当該年度分散(目標値)}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)	面的なまとまりをもった森林管理										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	森林の経営管理の集積、森林関連情報の整備・提供を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	森林の経営管理の集積等										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
ア 私有人工林における 集積・集約化の目標 (私有人工林の5割) に対する達成割合	71%	27年度	100%	10年度	3年度 79%	4年度 81%	5年度 84%	6年度 86%	7年度 89%	S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)ア「森林の経営管理の集積等」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林管理を進める必要があり、森林経営計画(注3)の作成の促進と併せて、平成31年度から新たに始まった森林経営管理制度(注4)等も活用し、取組を加速させていくこととしている。 そこで、森林の中でも特に集積・集約化が求められる私有人工林において、令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することを目標達成(100%)とした上で、当該目標に対して各年度において集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標とし、毎年度一定量ずつ向上させていくものとして目標値を設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度8月頃に把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
	達成度合いの 判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		航空レーザー測量を推進し、森林資源情報の精度向上を図る									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 航空レーザー計測を実施した民有林面積の割合	40%	2年度	80%	8年度	-	53%	60%	67%	74%	S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)イ「森林関連情報の整備・提供」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 G空間行動プラン2022(令和4年6月地理空間情報活用推進会議決定)において定めた目標に基づき、令和8年度までに令和2年度の倍の80%まで増加させることとした。 各年度の目標値については、各年度で一定割合で向上させることとして設定した。
					-						
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度9月頃 算出方法:林野庁の補助事業の実施状況及び県への取組等の聞き取り								
達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(3)	再造林の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	再造林の推進に向けて、優良種苗の安定的な供給、造林適地の選定、造林の省力化と低コスト化等を進める。										
目標① 【達成すべき目標】	成長に優れたエリートツリー(注5)等の種苗の生産体制を整備										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 林業用苗木のうち、 エリートツリー等の苗木の本数	283 万本	元年度	3,000 万本	12年度	324 万本	359 万本	401 万本	454 万本	518 万本	S↑一差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ア「成長に優れたエリートツリー等の種苗の生産体制を整備」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標については、林業用苗木のうちエリートツリー等の苗木の本数(令和12年度3,000万本)とし、具体的には特定苗木(間伐等特措法第2条第4項「増殖した特定母樹(注6)から採取された種穂から育成された苗木」)等の生産量とする。 各年度の目標値については、特定母樹採種穂園の造成及びその採種穂園から採取された種穂が山行苗木として供給されるようになるまでには最低でも6年程度を要することから、特定母樹の採種穂園における造成本数の見通しや都道府県等からの聞き取りなどから推計し、目標期間の後半に増加させることを目標として設定した。</p>
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度12月頃把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告								
	達成度合いの 判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A ⁺ ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		造林適地を抽出する技術の普及									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 造林適地を抽出する 技術の普及に係る指 標 (令和5年度に設定)	P	P	P	P	-	-	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 -
					-						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和4年度までに造林適地を抽出する手法の開発を行い、令和5年度に指標の設定を検討する。
	把握の方法		出典:- 作成時期:- 算出方法:-								
達成度合いの 判定方法		-									

目標③ 【達成すべき目標】		再造林の確実な実施、省力かつ低コストの造林体系の確立									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
令和3年度以降に人工造林を実施した面積	0 万ha	2年度	70 万ha	12年度	3 万ha	8 万ha	13 万ha	19 万ha	26 万ha	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「再造林の確実な実施」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる人工造林面積70万ha(令和3年度～令和12年度、年平均7万ha)から算出される令和3年度～令和7年度までの人工造林面積26万haを目標値とした。
					3.3 万ha (暫定 値)						
	把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値－基準値)÷(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

イ 人工造林面積のうち、造林の省力化や低コスト化を行った面積の割合	22%	29年度	44%	5年度	37%	40%	44%	P	P	F↑-差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)ウ「省力かつ低コストの造林体系の確立」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に基づき、毎年度の人工造林面積に対する伐採と造林の一貫作業システムの導入等を実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合(4%/年程度)向上させ、令和5年度までに44%まで増加させることを目標値として設定した。</p> <p>※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。</p>
					45% (暫定値)						
	把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握									
達成度合いの判定方法	$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(4)	野生鳥獣による被害への対策の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	野生鳥獣による被害対策のため、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、効果的かつ効率的な捕獲及び防護技術の開発・実証、林業関係者など地域と連携した捕獲、防護柵等の設置のほか、重点的な鳥獣害対策を実施する鳥獣害防止森林区域を設定するなど、必要な対策を講じる。										
目標① 【達成すべき目標】	鳥獣害防止森林区域を設定し、必要な対策を実施										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうち、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合	59%	2年度	対前年度以上	毎年度	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)「鳥獣害防止森林区域を設定し、必要な対策を実施」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 H28年の森林法改正により市町村が「鳥獣害防止森林区域」を設定し、対策を重点的に講じることとしており、本区域の設定とシカ被害に関する施策の効果を評価するために、本指標を設定。 各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。	
	把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度10月頃 算出方法:都道府県からの実績報告により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績(見込)値/前年度実績値×100 Aランク:100%以上、Bランク:50%以上100%未満、Cランク:50%未満										

施策(5)	適切な間伐(注7)等の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	適切な間伐等の推進に向けて、間伐等特措法の枠組みの活用、森林経営管理制度と森林環境譲与税の活用、列状間伐等の普及を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	間伐等を推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	基準 年度	目標 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 令和3年度以降に間伐等を実施した面積	0 万ha	2年度	450 万ha	12年度	38 万ha	78 万ha	120 万ha	163 万ha	207 万ha	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(5)「間伐等の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる間伐面積450万ha(令和3年度～令和12年度、年平均45万ha)から算出される令和3年度～令和7年度までの間伐面積207万haを目標値とした。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度7～9月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(6)	路網整備の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	路網整備の推進に向けて、傾斜区分と作業システムに応じた目指すべき路網密度の水準を踏まえつつ路網の整備を引き続き進めるとともに、災害の激甚化等に対応できるよう路網の強化、長寿命化を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	路網整備の徹底										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 林道等の整備量	19.49 万km	元年度	21 万km	17年度	19.62 万km	19.69 万km	19.76 万km	19.84 万km	19.93 万km	S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(6)「路網整備の徹底」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に示す今後15年間の林道等の整備の目安21万kmを目標値として設定。 各年度の目標値については、基準年度の新規整備量の実績を考慮して、毎年度段階的に新規整備量を増加させていくことを目標として設定した。
					19.60 万km (暫定値)						
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度6月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(7)	複層林化(注8)と天然生林の保全管理等の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生物多様性の保全、花粉発生源対策の推進等を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	針広混交林化の取組等を推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
ア 育成単層林のうち、 育成複層林へ誘導した森林の割合	1.9%	30年度	2.9%	5年度	3年度 2.5%	4年度 2.7%	5年度 2.9%	6年度 P	7年度 P	S↑-差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)ア「生物多様性の保全」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に基づき、育成単層林のうち育成複層林へ誘導した割合を各年度一定割合(0.2%/年)向上させ、令和5年度までに2.9%に増加させることを目標値として設定した。</p> <p>※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。</p>
把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握										
達成度合いの判定方法	$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

目標② 【達成すべき目標】		公的主体による森林整備を推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積	40 万ha	2年度	170 万ha	8年度	-	83 万ha	105 万ha	127 万ha	148 万ha	S↑-差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)イ「公的な関与による森林整備」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林の公益的機能の発揮に向け、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置する森林については、平成31年度から開始された森林経営管理制度等も活用し、公的主体による森林整備を推進することとしている。 市町村が森林所有者に対して、所有森林の経営管理の意向を確認するために実施する「意向調査」という公的な関与により、森林整備に繋がることから、意向調査の実施面積を測定指標として設定。 目標値については、森林の集積・集約化が求められる私有人工林において、令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集約化することとしており、当該目標を達成するために必要な意向調査の実施面積(170万ha)を最終的な目標値とし、毎年度一定量ずつ向上させていくものとして、年度ごとの目標値を設定した。</p>
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度8月頃に把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】		花粉症対策に資する苗木の生産や植栽									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 林業用苗木のうち、 エリートツリー等の苗木の本数【再掲】	283万本	元年度	3,000万本	12年度	324万本	359万本	401万本	454万本	518万本	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(7)ウ「花粉発生源対策の実施」に該当するアウトカム指標として設定。エリートツリー等の苗木は、一般的なスギ・ヒノキの花粉量の概ね半分以下であり、花粉症対策に資する苗木であるため、指標として選定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標については、林業用苗木のうちエリートツリー等の苗木の本数(令和12年度3,000万本)とし、具体的には特定苗木(間伐等特措法第2条第4項「増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木」)等の生産量とする。 各年度の目標値については、特定母樹採種圃の造成及びその採種圃から採取された種穂が山行苗木として供給されるようになるまでには最低でも6年程度を要することから、特定母樹の採種圃における造成本数の見通しや都道府県等からの聞き取りなどから推計し、目標期間の後半に増加させることを目標として設定した。
					12月上旬頃把握予定(暫定値)						
	把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度12月頃把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告									
達成度合いの判定方法	$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(8)	カーボンニュートラル実現への貢献										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	カーボンニュートラルの実現に貢献するため、間伐等の実施、天然生林の管理・保全、エリートツリー等の再造林、木質バイオマスのエネルギー利用、木質系新素材の開発・普及、HWP(注9)(伐採木材製品)による炭素の貯蔵、再生可能エネルギーの利用促進等の取組を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	適切な間伐の実施、エリートツリー等の再造林を促進、木材の利用の拡大を通じたHWP(伐採木材製品)による炭素の貯蔵										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
	基準年度										
令和3年度以降に間伐等を実施した面積【再掲】	0 万ha	2年度	450 万ha	12年度	38 万ha	78 万ha	120 万ha	163 万ha	207 万ha	S ↑ 一直 【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「適切な間伐の実施」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、パリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる間伐面積450万ha(令和3年度～令和12年度、年平均45万ha)から算出される令和3年度～令和7年度までの間伐面積207万haに基づき設定した。	
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度7～9月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

イ 林業用苗木のうち、 エリートツリー等の苗木の本数【再掲】	283 万本	元年度	3,000 万本	12年度	324 万本	359 万本	401 万本	454 万本	518 万本	S ↑ - 差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「エリートツリー等の再生林を促進」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標については、林業用苗木のうちエリートツリー等の苗木の本数(令和12年度3,000万本)とし、具体的には特定苗木(間伐等特措法第2条第4項「増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木」)等の生産量とする。 各年度の目標値については、特定母樹採種圃の造成及びその採種圃園から採取された種穂が山行苗木として供給されるようになるまでには最低でも6年程度を要することから、特定母樹の採種圃園における造成本数の見通しや都道府県等からの聞き取りなどから推計し、目標期間の後半に増加させることを目標として設定した。</p>	
	把握の方法		出典: 林野庁調べ 作成時期: 調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度12月頃把握予定) 算出方法: 都道府県からの実績報告									
	達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満									

ウ 令和3年度以降に人工造林を実施した面積【再掲】	0 万ha	2年度	70 万ha	12年度	3 万ha	8 万ha	13 万ha	19 万ha	26 万ha	S↑-差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「エリートツリー等の再生林を促進」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に掲げる森林の多面的機能の発揮及び林産物の供給・利用に関する目標達成及び、バリ協定下における森林吸収源対策等として必要となる人工造林面積70万ha(令和3年度～令和12年度、年平均7万ha)から算出される令和3年度～令和7年度までの人工造林面積26万haに基づき設定した。</p>
					3.3 万ha (暫定 値)						
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度の翌年度7月頃把握予定) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握								
達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
エ 国産材の供給量	3,100 万m3	元年度	4,000 万m3	7年度	3,300 万m3	3,400 万m3	3,600 万m3	3,800 万m3	4,000 万m3	F↑-直	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(8)「木材の利用の拡大を通じたHWP(伐採木材製品)による炭素の貯蔵」に該当するアウトカム指標として設定。HWP(伐採木材製品)の炭素貯蔵量は木材利用量と廃棄量の差分から求められる変化量であり、木材利用量の増加がHWPの炭素貯蔵量の増加に寄与することから、指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国産材供給量は森林・林業基本計画において定められている令和7年度4,000万m³を目標とした。各年度の目標値は、基準値と目標値を直線で結び、暫定値で設定した。</p>
					9月末 頃把握 予定						
	把握の方法		出典:木材需給報告書 作成時期:調査年度の翌年度9月末頃 算出方法:木材需給報告書のデータにより把握								
達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = \text{当該年度の実績(見込)値} / \text{当該年度の目標値} \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(9)	国土の保全等の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	国土の保全等の推進に向けて、適正な保安林の配備及び保全管理、国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業、森林病虫害対策等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	保安林(注10)を計画的に指定										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
ア 保安林の面積	1,221 万ha	30年度	1,301 万ha	15年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)ア「保安林を計画的に指定」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値は、全国森林計画(平成30年10月16日閣議決定)により令和15年度までの計画量が定められているが、各年度の目標値は定められていないことから、各年度の目標値については、毎年一定の割合で向上させることとした。
					1,226 万ha						
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=当該年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき治山対策を推進、海岸防災林等の整備強化									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落の数	56.2 千集落	30年度	58.6 千集落	5年度	57.6 千集落	58.1 千集落	58.6 千集落	P	P	S↑-差	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)イ「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき治山対策を推進に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に掲げる周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標とする。各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約480集落/年)向上させ、令和5年度までに58.6千集落まで増加させることとした。</p> <p>※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。</p>
					57.2 千集落 (暫定値)						
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度6月頃把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:100%超、Aランク:80%以上100%未満、Bランク:50%以上80%未満、Cランク:50%未満									

イ 適切に保全されている海岸防災林等の割合	96%	30年度	100%	5年度	98%	99%	100%	P	P	S ↑ 一他	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)イ「海岸防災林等の整備強化」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)に掲げる海岸防災林等の延長約9,000kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として関係施策を推進する。 各年度の目標値については、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画も勘案しつつ、令和5年度までに概ね100%まで増加させることとした。</p> <p>※令和6年度中に策定される新たな森林整備保全事業計画を踏まえ、令和6年度中に指標を見直す予定。</p>
					98% (暫定値)						
	把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(暫定値は調査年度の翌年度6月頃把握予定) 算出方法:都道府県からの実績報告により把握									
達成度合いの判定方法	$\text{達成度合}(\%) = \frac{\text{海岸防災林等の延長} - (\text{機能が低下した海岸防災林等の延長} - \text{当該年度までに治山事業により機能の回復した海岸防災林等の延長})}{\text{海岸防災林等の延長}} \times 100$ Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

目標③ 【達成すべき目標】		松くい虫(注11)対策等については、防除を引き続き実施、対策については被害先端地に重点化									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 保全すべき松林(注12)の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合	85%	元年度	100%	7年度	90%	93%	95%	98%	100%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)エ「松くい虫対策等については、防除を引き続き実施」に該当するアウトカム指標として設定。
					85%						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定割合(約3%/年)向上させ、令和7年度までに100%とすることとした。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの判定方法		実績値の算定に当たっては、これまで松くい虫被害の発生していない北海道を除く46都府県の割合により算定する。 達成度合(%)=当年度実績(見込)値/当年度目標値×100 A ⁺ ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ 高緯度・高標高の被害先端地域が存する都府県の保全すべき松林の被害率に対する全国の保全すべき松林における被害率の割合	100%	2年度	100%以上	毎年度	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	F=一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(9)エ「松くい虫対策については被害先端地に重点化」に該当するアウトカム指標として設定。
					91%						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、被害先端地域の都府県での被害率が全国の被害率を下回った場合である100%以上とすることとした。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの判定方法		被害先端地域が存する都府県の保全松林の被害率を、当該年度の全国の保全松林における被害率以下に減少させる。 達成度合(%)=(全国の保全松林の被害率)/(先端地域が存する都府県の保全松林被害率)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

<p>施策(10)</p>	<p>新たな山村価値の創造</p>										
<p>施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】</p>	<p>山村の内発的な発展、山村集落の維持・活性化、関係人口の拡大等を図る。</p>										
<p>目標① 【達成すべき目標】</p>	<p>未利用材の熱利用などを推進</p>										
<p>ア 国産の燃料材利用量</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値</p>					<p>指標一 計算分類</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
					<p>年度ごとの実績値</p>						
	<p>基準年度</p>	<p>元年度</p>	<p>800 万m3</p>	<p>7年度</p>	<p>3年度 720 万m3</p>	<p>4年度 740 万m3</p>	<p>5年度 760 万m3</p>	<p>6年度 780 万m3</p>	<p>7年度 800 万m3</p>		
	<p>12月末 頃把握 予定</p>					<p>F↑一直</p>					
<p>把握の方法</p>			<p>出典:木材需給報告書 作成時期:調査年度の12月末頃 算出方法:木材需給報告書のデータにより把握</p>								
<p>達成度合いの 判定方法</p>			<p>達成度合(%) = 当該年度実績(見込)値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>								

目標② 【達成すべき目標】		「緑の雇用」事業(注13)によるトライアル雇用等を契機とした移住・定住の促進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 新規就業者(林業作 業士(フォレストワ ーカー)(注14)1年目 研修生)の就業3年 後の定着率	73%	元年度	80%	7年度	75%	76%	78%	79%	80%	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(11)イ「緑の雇用」事業によるトライアル雇用等を契機とした移住・定住の促進」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林・林業基本計画に定められた令和7年度の木材供給量(年間4,000万m³)等の目標を達成するためには、林業従事者が4.3万人程度必要と試算されており、これを確保するには、新規就業者の確保に加え、定着率を向上させて離職者数を抑制する必要がある。具体的には、新規就業者1,200人と仮定した場合の就業3年後の定着人数は960人必要と試算しており、これは定着率で8割に相当し、令和7年度までに達成するよう目標値として設定した。 各年度の目標値は、令和7年度の目標値に向けて一定の割合で増加するよう暫定的に設定した。</p>
					72%						
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の7月頃 算出方法:「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の実績により把握								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】		「森林サービス産業」(注15)の推進									指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							
	基準年度	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度					
ア 「森林サービス産業」 に取り組む地域数	0 地域	元年度	45 地域	7年度	20 地域	30 地域	35 地域	40 地域	45 地域	S↑-差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(11)ウ「『森林サービス産業』の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「森林サービス産業」に取り組む地域数については、「新たな森林空間利用創出対策」を実施する令和4年度までは毎年10地域、その後は新たに毎年5地域を見込んで目標値として設定した。	
					21 地域							
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度5月頃 算出方法:都道府県への聞き取りにより把握									
達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度実績(見込)値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(11)	国民参加の森林づくり等の推進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	国民参加の森林づくり等の推進に向けて、多様な主体による森林づくり活動を促進するため、企業・NPO等のネットワーク化、普及啓発活動を促進するとともに、森林環境教育等の充実を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
ア フォレストサポーターズ(注16)の登録数	6.9 万件	2年度	7.2 万件	7年度	3年度 7.0 万件	4年度 7.0 万件	5年度 7.1 万件	6年度 7.1 万件	7年度 7.2 万件	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(12)イ「多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年度のフォレストサポーターズの登録件数6.9万件を基準値とし、毎年500件程度増加することを前提として目標を設定した。
	把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度4月 算出方法:制度運営団体の情報により把握									
	達成度合いの 判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績(見込)値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

イ 森林ボランティア団体数	4,502 団体	2年度	4,582 団体	7年度	4,512 団体	4,522 団体	4,542 団体	4,562 団体	4,582 団体	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(12)イ「多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進」に該当するアウトカム指標として設定。
					4,474 団体						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年度の森林ボランティア団体数は4,502団体を基準値として、近年の傾向を踏まえ設定。なお新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和4年度までは毎年10団体の増加、令和5年度から7年度は毎年20団体の増加とすることを目標として設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度4月 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの判定方法		達成度合(%) = 当該年度実績(見込)値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
ウ 民有林における企業による森林づくり活動の実施箇所数	1,101 箇所	元年度	1,170 箇所	7年度	1,121 箇所	1,131 箇所	1,144 箇所	1,157 箇所	1,170 箇所	S ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(12)イ「多様な主体による植樹など森林づくり活動の促進」に該当するアウトカム指標として設定。
					9月頃 把握予定						【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和元年度の企業による森林づくり活動の実施箇所数1,101箇所を基準値とし、近年の傾向を踏まえ設定。なお令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響も考慮し毎年10箇所の増加、令和5年度から7年度は毎年13箇所の増加とすることを目標として設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度9月頃 算出方法:都道府県からの実績報告により把握								
達成度合いの判定方法		達成度合(%) = 当該年度実績(見込)値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(12)	国際的な協調及び貢献										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	国際的な協調の下で、持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、SDGsや国連森林戦略計画等の国際目標の実現を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	開発途上地域における森林減少・劣化の抑制、山地災害の防止、違法伐採対策等に貢献										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 持続可能な森林経営(注17)を推進する民間団体等による国際協力プロジェクト数	90件	2年度	99件	7年度	92件	94件	96件	97件	99件	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(13)「開発途上地域における森林減少・劣化の抑制、山地災害の防止、違法伐採対策等に貢献」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 我が国が世界の持続可能な森林経営の推進のために実施した国際協力プロジェクトの数(森林・林業分野における①民間団体による国際協力プロジェクト及び②JICAによる国際協力プロジェクトの合計数を、令和7年度の最終目標値99件(5年間で10%増加)に設定し、毎年度一定割合(年2%)で増加させることとして設定した。
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度5月 算出方法:JICA及び公益法人等からの実績報告により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			4年度 当初予算額 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等	令和4年 度行政 事業 レビュー 事業番号
	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 [百万円]				
(1) 農山漁村地域整備 交付金 (平成22年度) (関連: 4- 7,8,13,17,24)	76,536 の内数 (75,944 の内数)	83,664 の内数 (81,754 の内数)	70,362 の内数 (68,925 の内数)	64,119 の内数	(5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ (10)-①- ア (10)-②- ア (10)-③- ア	-	0160
(2) 農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連: 4- 1,3,7,8,10,13,14,15, 17,20,21,24)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	8,451 の内数 (6,453 の内数)	8,240 の内数 (5,989 の内数)	9,752 の内数	(10)-①- ア (10)-②- ア (10)-③- ア	-	0232
(3) 鳥獣被害防止総合 対策交付金 (平成20年度) (関連: 4- 7,13,14,24)	10,886 (10,591)	11,154 (10,910)	14,737 (13,056)	10,003	(4)-①-ア	-	0236
(4) 地域森林計画編成 事業費補助金 (昭和14年度) (主)	120 (112)	116 (109)	122 (118)	116	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	-	0240
(5) 森林病虫害等被害 対策 (昭和25年度) (主)	715 (703)	715 (701)	696 (691)	714	(9)-③-ア (9)-③-イ	-	0241

(6)	保安林等整備管理費 (昭和27年度) (主)	484 (467)	484 (402)	476 (397)	467	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	-	0242
(7)	特別母樹林保存損失補償金 (昭和45年度) (主)	10 (10)	10 (10)	10 (9)	10	(3)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	-	0243
(8)	林業普及指導事業交付金 (昭和58年度) (関連:4-20,21)	349 (349)	349 (349)	348 (348)	348	(2)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (4)-①-ア (5)-①-ア (7)-①-ア (9)-③-ア (9)-③-イ	-	0244
(9)	森林吸収源インベントリー情報整備事業 (平成18年度) (主)	261 (256)	263 (261)	264 (236)	258	(8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ	-	0245
(10)	幹線林道事業移行円滑化対策交付金 (平成20年度) (主)	91 (91)	85 (85)	78 (78)	59	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	-	0246
(11)	花粉発生源対策推進事業 (平成21年度) (主)	114 (105)	117 (114)	107 (104)	109	(7)-③-ア	-	0247

(12)	森林生態系多様性 基礎調査事業 (平成22年度) (主)	326 (321)	322 (322)	321 (321)	322	(7)-①-ア	-	0248
(13)	国有林野事業 (平成25年度) (主)	11,394 (11,051)	11,506 (10,670)	11,227 (10,612)	11,201	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	-	0249
(14)	森林・山村多面的機 能発揮対策 (平成25年度) (主)	1,425 (1,301)	1,353 (1,216)	1,404 (1,244)	1,363	(5)-①-ア (10)-①- ア (11)-①- イ	-	0250
(15)	国際林業協力事業 (平成25年度) (主)	116 (115)	99 (90)	93 (91)	93	(12)-①- ア	-	0251
(16)	シカ等による森林被 害緊急対策事業 (平成27年度) (主)	142 (136)	160 (153)	129 (126)	136	(4)-①-ア	-	0252
(17)	新たな森林空間利 用創出対策 (平成27年度) (主)	32 (32)	157 (142)	53 (49)	-	(10)-③- ア (11)-①- ア (11)-①- イ (11)-①- ウ	-	0253

(18)	分収林等施業転換 推進事業(前年度: 分収林施業転換推 進事業) (平成30年度) (主)	56 (56)	56 (56)	56 (56)	69	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	-	0254
(19)	世界遺産の森林生 態系保全対策事業 (平成30年度) (主)	52 (52)	52 (52)	47 (47)	44	(7)-①-ア	-	0255
(20)	森林情報活用促進 事業 (令和元年度) (主)	251 (169)	206 (186)	174 (173)	-	(2)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア	-	0256
(21)	森林技術国際展開 支援事業 (令和2年度) (主)	-	57 (51)	53 (51)	50	(12)-①- ア	-	0257
(22)	治山事業(補助) (昭和26年度) (主)	35,319 (34,836)	41,195 (40,613)	45,798 (44,920)	24,368	(9)-②-ア (9)-②-イ	-	0258
(23)	森林整備事業(国 研) (昭和36年度) (主)	31,231 (31,231)	30,888 (30,884)	32,827 (32,819)	25,261	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	-	0259

(24)	森林整備事業(補助) (平成23年度) (主)	26,836 (26,639)	27,809 (27,516)	29,961 (29,752)	26,019	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	-	0260
(25)	森林整備事業(直轄) (平成25年度) (主)	66,760 (64,957)	69,959 (67,022)	74,340 (70,321)	59,574	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	-	0261
(26)	治山事業(直轄) (平成25年度) (主)	36,379 (34,628)	44,995 (41,279)	45,767 (41,025)	24,707	(9)-②-ア (9)-②-イ	-	0262
(27)	木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策(前年度:合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策) (平成27年度) (関連:4-20,21)	36,536 (35,247)	32,139 (30,612)	36,922 (33,337)	-	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ	-	0266

(28)	林業・木材産業成長 産業化促進対策 (平成30年度) (関連: 4-20,21)	10,701 (10,288)	9,920 (8,619)	9,030 (8,889)	7,330	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ	-	0267
(29)	林業イノベーション 推進総合対策 (令和2年度) (関連: 4-20,21)	-	817 (793)	759 (746)	781	(3)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ	-	0272
(30)	カーボンニュートラル 実現に向けた国民運 動展開対策 (令和4年度) (主)	-	-	-	183	(10)-③- ア (11)-①- ア (11)-①- イ (11)-①- ウ	-	新22- 0029
(31)	森林病虫害等防除 法 (昭和25年)	-	-	-	-	(9)-③-ア (9)-③-イ	森林病虫害等防除法に基づく各種防除措置等を実施。 本法に基づき、47都道府県において、森林の保全を図るため松くい虫被害対策をはじめとした森林病虫害等の防除を実施することにより、森林病虫害等の被害の防止に寄与する。	-
(32)	国有林野の管理経 営に関する法律 (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	国有林野の適切かつ効率的な管理経営を確保するため、計画的な実施を図る。 本法に基づき、土壌の保持や保水機能を重視する森林や、多様な樹種や階層からなる森林、木材の安定かつ効率的な供給が可能となる森林等を整備することにより、国有林野の公益的機能の維持増進が図られ、土壌を保持する機能や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-

(33)	森林法(普及指導事業制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (4)-①-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ (9)-③-ア (9)-③-イ	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、山村地域の活性化に寄与する。	-
(34)	森林法(保安施設地区制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、保安施設事業を実施することにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	-
(35)	森林法(保安林制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	保安林の指定により、森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の公益的機能の確保を図る。 本法に基づき、公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、立木の伐採制限等の規制措置を講ずることにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	-
(36)	森林法(林地開発許可制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	保安林以外の私有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。 本法に基づき、森林の土地の適正な利用の確保を図ることにより、森林の山地災害防止機能等の多面的機能が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	-
(37)	地すべり等防止法 (昭和33年)	-	-	-	-	(9)-②-ア (9)-②-イ	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止に寄与する。	-
(38)	分収林特別措置法 (昭和33年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進。 本法に基づき、適切な森林整備を実施することにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-

(39)	森林法(森林計画制度) (昭和39年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	長期的視点に立って、森林の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。 本法に基づき、地域関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林計画制度の下、その機能を十分発揮できるよう森林の整備・保全の推進をすることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(40)	林業種苗法 (昭和46年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	種苗について優良な採取源の指定、生産の事業を行う者の登録、配布の際の表示の適正化等に関する措置を定めることにより、優良な種苗の供給を確保し、適正かつ円滑な造林を推進して林業総生産の増大及び林業の安定的発展に寄与する。	-
(41)	森林の保健機能の増進に関する特別措置法 (平成2年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	公衆の保健の用に供することが適当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る。 森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、当該区域の森林整備等を行うことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(42)	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律 (平成7年)	-	-	-	-	(11)-①-イ	緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。	-
(43)	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 (平成20年)	-	-	-	-	(3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和十二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、間伐・再造林等を促進するための市町村への交付金、特定母樹の増殖の支援、増殖した特定母樹から育成した苗木を積極的に用いた再造林への支援等の措置を通じて、森林の適正な整備に寄与する。	-

(44)	森林経営管理法 (平成31年)	-	-	-	-	(2)-①-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	-
(45)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (令和4年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (4)-①-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ (8)-①-エ (9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ (9)-③-ア (9)-③-イ (10)-②-ア (12)-①-ア	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 令和4年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
(46)	保安林の非課税 [固定資産税:地法第348条第2項第7号] (昭和25年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
(47)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税:措法第33条、第64条] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(租税特別措置法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-

<p>(48) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 [所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2] (昭和38年度)</p>	-	-	-	-	(1)-①-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	<p>収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を控除。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。</p>	-
<p>(49) 保安林の非課税 [不動産取得税:地法第73条の4第3項] (昭和29年度)</p>	-	-	-	-	(9)-①-ア	<p>地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。</p>	-
<p>(50) 計画伐採に係る相続税の延納等の特例 [相続税:措法第70条の8の2] (昭和42年度)</p>	0.1 (-)	0.1 (-)	0.1 (-)	-	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	<p>森林経営(施業)計画の認定を受けた森林所有者から、山林を一括して相続等により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けた場合、森林経営(施業)計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特別措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。</p>	-
<p>(51) 山林所得に係る森林計画特別控除 [所得税:措法第30条の2] (昭和42年度)</p>	国税56 (47) 地方税 115 (117)	国税44 (56) 地方税 118 (129)	国税45 (-) 地方税 127 (-)	-	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	<p>森林経営計画(平成24年4月1日以降に有効な森林施業計画を含む。)に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%(2,000万円を超える部分の控除率は10%)又は50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除。 本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。</p>	-
<p>(52) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 [所得税・法人税:措法第34条、第65条の3] (昭和50年度)</p>	-	-	-	-	(9)-①-ア (9)-②-ア (9)-②-イ	<p>租税特別措置法第34条、第65条の3の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特別控除を措置。 本特例措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止に寄与する。</p>	-

(53)	特別緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例 [相続税:措法第70条の9] (昭和62年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(9)-①-ア	租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税を軽減する措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
(54)	特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 [相続税:措法第69条の5] (平成14年度)	25 (-)	28 (-)	28 (-)	-	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	相続又は遺贈により取得した森林経営(施業)計画対象山林について、相続人が引き続き同計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に算入すべき価額は当該森林経営(施業)計画対象山林の価額に100分の95を乗じた金額とする特例措置。 本特例措置により相続時の税負担が軽減され、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
(55)	山林についての相続税の納税猶予 [相続税:措法第70条の6の6] (平成24年度)	169 (-)	168 (-)	168 (-)	-	(1)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (8)-①-ア (8)-①-ウ	林業経営相続人が、森林経営計画が定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。 本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林経営者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、持続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]		356,260 (内数を 含む)	377,098 (内数を 含む)	384,401 (内数を 含む)	267,456 (内数を 含む)	参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r4/index.html	
政策の執行額[百万円]		346,713 (内数を 含む)	361,424 (内数を 含む)	364,533 (内数を 含む)				

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			4年度 当初予算額 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等	令和4年 度行政 事業 レビュー 事業番号
	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 [百万円]				
(1) 【参考:国土交通省より】 離島振興事業 (昭和28年度)	47,923 の内数 (47,164 の内数)	49,857 の内数 (48,896 の内数)	51,240 の内数 (50,411 の内数)	36,585 の内数	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	-	国交- 0463
(2) 【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業 (昭和29年度)	24,588 の内数 (24,232 の内数)	25,379 の内数 (24,870 の内数)	19,277 の内数 (19,199 の内数)	16,507 の内数	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	-	国交- 0464
(3) 【参考:国土交通省より】 北海道開発事業 (昭和26年度)	684,205 の内数 (681,487 の内数)	707,349 の内数 (704,602 の内数)	719,090 の内数 (715,937 の内数)	515,110 の内数	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	-	国交- 0469

(4)	【参考:内閣府より】 森林整備事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	286 の内数 (284 の内数)	298 の内数 (286 の内数)	296 の内数 (283の内 数)	289 の内数	(1)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-③-ア (3)-③-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-③-ア (8)-①-ア (8)-①-イ (8)-①-ウ	-	府-0080
(5)	【参考:内閣府より】 治山事業に必要な経費(沖縄振興) (昭和47年度)	400 の内数 (388 の内数)	398 の内数 (385 の内数)	402 の内数 (401の内 数)	520 の内数	(9)-②-ア (9)-②-イ	-	府-0081
(6)	【参考:復興庁より】 放射性物質対処型 森林・林業再生総合 対策事業 (平成24年度)	2,913 (2,693)	3,381 (2,946)	2,982 (2,708)	3,603	-	-	復-0080
(7)	【参考:復興庁より】 治山事業(直轄) (平成24年度)	1,726 (1,688)	1,004 (891)	173 (132)	-	-	-	復-0081
(8)	【参考:復興庁より】 治山事業(補助) (平成24年度)	5,272 (5,257)	5,359 (4,950)	2,771 (2,717)	628	-	-	復-0082
(9)	【参考:復興庁より】 森林整備事業(直 轄) (平成25年度)	2,149 (2,057)	2,325 (2,282)	1,903 (1,898)	1,893	-	-	復-0083
(10)	【参考:復興庁より】 森林整備事業(補 助) (平成24年度)	3,639 (3,639)	3,909 (3,903)	3,281 (3,281)	2,508	-	-	復-0084

(11)	【参考:復興庁より】 森林整備事業(国研) (平成24年度)	487 (487)	525 (525)	271 (271)	200	-	-	復-0085
------	--------------------------------------	--------------	--------------	--------------	-----	---	---	--------

参照URL

国交省 https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_002421.html

内閣府 https://www.cao.go.jp/yosan/review_suishin4.html

復興庁 <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20220428110351.html>

(注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	齢級	齢級は、林齢を5年の幅でくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齢級」と数える。
注2	森林整備保全事業計画	森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう施業方法を適切に選択し、多様な森林の整備を行う「森林整備事業」と国土保全、水源の涵養等の森林の有する公益的機能の確保が特に必要な保安林等において治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を行う「治山事業」に関する計画。
注3	森林経営計画	森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画。
注4	森林経営管理制度	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理する制度。
注5	エリートツリー	国立研究開発法人森林研究・整備機構により、成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等から得られた個体の中から選抜された、成長等がより優れた精英樹のこと。
注6	特定母樹	エリートツリー等のうち、成長量が同様の環境下の対照個体と比較しておおむね1.5倍以上、材の剛性や幹の通直性に著しい欠点がなく、雄花着生性が一般的なスギ・ヒノキのおおむね半分以下等の基準を満たすものを「特定母樹」として指定。
注7	間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
注8	複層林化	針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に人工更新等により複数の樹冠層を有する森林を造成すること。
注9	HWP(伐採木材製品)	「Harvested Wood Products」の略。パリ協定において、搬出後の木材における炭素量の変化を温室効果ガス吸収量又は排出量として計上することができる。
注10	保安林	森林のうち、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊防備などの公益的機能の発揮を目的として、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林。

注11	松くい虫	「松くい虫」という名の虫は存在せず、松くい虫被害の正式名称は「マツ材線虫病」である。松くい虫被害は、体長約1mmの外来種である「マツノザイセンチュウ」が在来種であるマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツ類の樹体内に侵入することによりマツ類を枯死させる現象であり、これらを総称して「松くい虫」と呼んでいる。
注12	保全すべき松林	保安林や景勝地、せき悪地の松林など、公益的機能が高く将来的に保全する必要がある松林であって、松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。
注13	「緑の雇用」事業	未経験者でも林業に就き必要な技術を学ぶため、林業経営体に採用された人に対し講習や研修を行うことでキャリアアップを支援する制度。研修年次に応じて研修の内容をステップアップさせ、さまざまな技能を身につけられるよう体系的な研修プログラムが用意されている。
注14	林業作業士(フォレストワーカー)	新規就業者を対象とした安全かつ効率的な作業に必要な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修を修了し登録された者。
注15	「森林サービス産業」	山村の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業。
注16	フォレストサポーターズ	個人や企業等が「フォレスト・サポーター」として運営事務局に登録を行い、日常生活や業務の中で自発的に森林整備や木材利用に取り組む仕組み。
注17	持続可能な森林経営	動的で進化する概念として、全てのタイプの森林の経済、社会、環境的価値を現在及び将来世代の便益のために維持し、高めることを目的に森林を管理し又は経営すること。